

令和5年産に向けた水田農業の取組方針 (ver. 3.0)

農林水産省農産局企画課

水田農業対策室

令和4年12月

主食用米等の令和4/5年及び令和5/6年の需給見通し(令和4年10月公表 基本指針)

【令和4/5年の主食用米等の需給見通し】

(単位:万トン)	
令和4年6月末民間在庫量	A 218
令和4年産主食用米等生産量	B 670
令和4/5年主食用米等供給量計	C=A+B 888
令和4/5年主食用米等需要量	D 691 ~ 697
令和5年6月末民間在庫量	E=C-D 191 ~ 197

令和2年産米のコロナ影響緩和特別対策(特別枠)を除いた場合の見通し

→ 209 ≪9≫
→ 879 ≪9≫
→ 182~188 ≪9≫

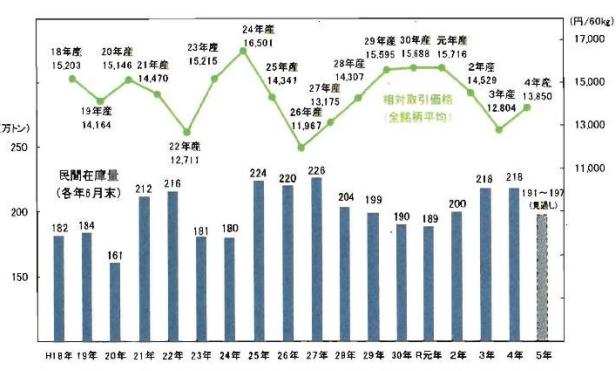
R4年度と同程度の作付転換が必要



【令和5/6年の主食用米等の需給見通し】

(単位:万トン)	
令和5年6月末民間在庫量	E 191 ~ 197
令和5年産主食用米等生産量	F 669
令和5/6年主食用米等供給量計	G=E+F 860 ~ 866
令和5/6年主食用米等需要量	H 680
令和6年6月末民間在庫量	I=G-H 180 ~ 186

R4年度と同程度の作付転換が必要



注1：主食用米等需給量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向、コロナ影響緩和特別対策(特別枠)の販売動向等によって、今後、変動する可能性がある。

注2：欄外の記載は、コロナ影響緩和特別対策(特別枠)に取り組む令和2年産米を除いた場合の見通しであり、「」書きは特別枠に係る取組数量。

注3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

令和3年産、4年産における作付転換の状況

- 令和4年産の主食用米の作付面積は、前年比で約5.2万haの減少。
- そのうち飼料用米への転換が2.6万ha(全体の約5割)を占め、麦・大豆等の品目への転換は伸び悩み。

	主食用米	備蓄米	戦略作物等								(万ha)	
			加工用米	新規需要米				麦	大 豆	その他 (飼料作物、そ ば・なたね)		
				飼料用米	WCS 〔稲発酵 粗飼料稻〕	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)					
R 2年産	136.6	3.7	4.5	7.1	4.3	0.6	0.6	9.8	8.5	10.2		
	▲6.3		+0.2	+4.5	+0.1	+0.1	+0.1	+0.4	±0	±0		
R 3年産	130.3	3.6	4.8	11.6	4.4	0.8	0.7	10.2	8.5	10.2		
	▲5.2		+0.2	+2.6	+0.4	+0.1	+0.1	+0.5	+0.3	▲0.3		
R 4年産	125.1	3.6	5.0	14.2	4.8	0.8	0.7	10.6	8.9	9.9		

注1:加工用米及び新規需要米(飼料用米、WCS用米、米粉用米、新市場開拓用米)は取組計画の認定面積。

注2:備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積。

注3:麦、大豆、その他(飼料作物、そば、なたね)は地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積。(基幹作)

2

これまでの米政策・水田農業政策

平成30年産からの米政策

○ 生産数量目標の配分を廃止

生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を行える環境を整備。

○ 主食用米からの作付転換を支援

「水田活用の直接支払交付金」により、水田における麦・大豆・飼料用米等の作物の生産を支援。

○ 収入減に対するセーフティネットを措置

ナラシ対策と農業共済により、自然災害や価格低下による収入減少の影響を緩和。

○ 主食用米の長期計画販売を支援

「米穀周年供給・需要拡大支援事業」により、豊作時などに長期計画的販売を行う集荷団体等を支援。

令和4年産における取組

○ 需要に見合った作付転換を実現

令和4年産においては、全国で約5.2万haの作付転換が行われる見込みであり、生産数量目標の配分を行わなくても、生産者の判断による需要に応じた生産が着実に定着してきている。

○ 水田リノベーション事業の拡充

実需者と連携し、低コスト生産に取り組む産地を支援する「水田リノベーション事業」の対象品目に新たに子実用とうもろこしを追加。

○ 収入保険も含めたセーフティネットを措置

ナラシや農業共済、収入保険制度により、農業者の収入減少を広く補償。

○ 在庫の増加にも対応

「米穀周年供給・需要拡大支援事業」による支援を継続。このほか、2年産については「新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業」により支援。

3

令和5年産に向けた水田農業の取組方針

令和4年産における課題

産地によっては次のような課題があったのではないか。

- 作付転換の検討を始める時期が遅れ、作付転換に必要な種もみ等の準備が間に合わなかった。
- 定着していた麦や大豆が減少し、取り組みやすい一般品種での飼料用米への転換が増えた。
- 転換作物が定着しているほ場において、連作障害が発生してしまっている。あくまで一時的な作付転換で、今後主食用米に戻ってしまう可能性もあり、産地として作付転換が定着できていない。
- 古米の在庫が重いなか、4年産の契約が思うように進んでおらず、主食用米の在庫解消の見通しが立っていない。

産地ごとに、どのような課題があったかを確認することが必要

令和5年産に向けた取組方針

産地ごとに4年産の課題を振り返り、5年産にむけて、以下の点を確認しましょう。

- ① 生産者がどの作物に転換するかを幅広く検討できるよう、作付転換の検討を早い時期から開始しましょう。
- ② 麦・大豆・野菜などの定着性・収益性の高い品目、輸出用米など需要増が見込まれる品目への転換をまずは検討しましょう。飼料用米や米粉用米に取り組む場合は、需要に応じた生産に対応するため、多収品種や専用品種で取り組むことを検討しましょう。
- ③ その際、転換作物が定着している水田は、畑地化することを検討しましょう。一方、水田として利用する場合は、連作障害回避のためにブロックローテーションを行いましょう。
- ④ 在庫の状況や中長期的にどのような産地を目指すのかを関係者間で共有し、主食用米に後戻りしない作付転換を計画的に進めていきましょう。

産地ごとにしっかりと取り組むことで、需要に応じた生産を実現

4

水田農業の産地づくりのために検討すべきこと

令和5年産に向けた検討

- 令和4年産の課題を共有し、5年産に向けて、主食用米の計画（目安）だけでなく、転換作物も含めた水田全体の作付計画を立てる。

○○県(地域)における水田の作付計画		
作物等	R4作付面積等 (ha)	R5作付予定面積 (ha)
主食用米		
新市場開拓用米		
加工用米		
麦		
大豆		
高収益作物(野菜等)		
地力増進作物(緑肥等)		
飼料用米		
飼料作物		
飼料用とうもろこし		
畠地化		

一體的に検討

中長期的な方針の検討

- 5～10年後に、産地としてどのような水田の利用を目指すのか、中長期的な将来像を明確にする。

【目指すべき産地の例】

- ◆ 米生産の低コスト化を追求した**輸出用米の産地**
 - ◆ 専用品種の導入により、需要の増加に応える**米粉用米の産地**
 - ◆ 食品メーカーとの連携による**加工・業務用野菜の産地**
 - ◆ 農地の集約化を進め、国産需要の増加に応える**麦・大豆の産地**
 - ◆ 地域の畜産農家と協力して、資源循環に取り組む**耕畜連携の産地**
 - ◆ スマート技術やDX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に導入し、**超省力生産に取り組む産地**
 - ◆ 有機農業やカーボン・ファーミング※等のグリーン化の取組により、**環境に配慮した農業に取り組む産地**
- ※ 温室効果ガスの排出抑制等のマネジメントを行う農業

5

水田活用直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・現況において非農地に転用された土地
- ・3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・畠地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
①たん水設備（畦畔等）を有しない農地
②用水供給設備（用水路等）を有しない農地

〔昨年秋に決定した方針〕



- ・5年内に一度も水張り（水稻作付）*が行われていない農地

* 「今後5年内に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

（令和3年12月22日（参）農林水産委員会において金子大臣答弁）

5年水張りルールの具体化

- ・5年内に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

【目的】

- ・転換作物が固定化している水田は、畠地化を促す
- ・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ただし、以下に該当するものは、5年内に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

① 災害復旧に関する事業が実施されている場合

② 基盤整備に関する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。

- ・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

① 湿水管理を1ヶ月以上行う

② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

6

水稻作付以外による水張りの「一定期間」の考え方について（連作障害軽減の観点）

- 同一作物の作付頻度が増加すると、病害虫の多発による収量・品質の低下などの「連作障害」が発生。
- 田畠輪換によって畠地雑草及び畠作物の病害虫被害が大幅に軽減されることが知られているが、一定期間の湛水処理にも同様の効果が期待できる場合がある。
- 湛水処理に必要な期間は、対象とする作物、対象病害虫、土壤条件や処理を行う地温・水温、季節によても異なるが、過去の試験研究成果によれば、1～4ヶ月程度の湛水を行うことで効果があったという研究事例がある。

○ 湛水処理による畠地における試験研究成果の例（カッコ内は試験地）

・コムギ立枯病に関する研究①（茨城県）

立枯病防除のためには、夏期に40日から80日程度の連続湛水が必要であり、湛水が不完全であると圃場内の発病域が拡散される可能性が示唆された。

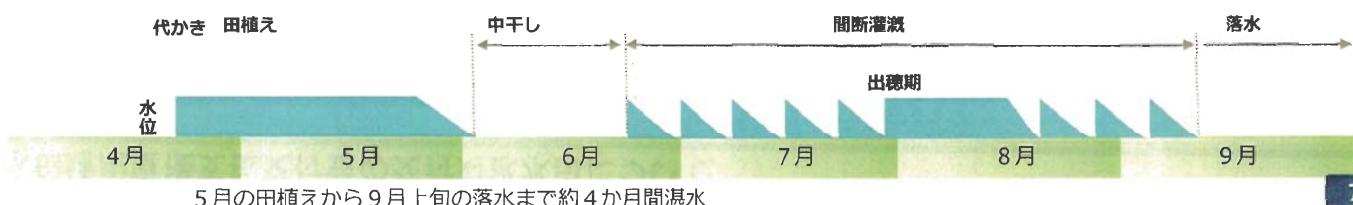
出典：「圃場の湛水によるコムギ立枯病防除効果」茨城県病害虫研究会報（1993）

・コムギ立枯病に関する研究②（北海道）

立枯病防除のためには、少なくとも20日以上、激発畠では30日程度の夏期の湛水により被害が軽減した。

出典：「小麦立枯病の発生生態解明と防除法確立試験」北海道北見農試試験中予察科（1988）

○ 移植栽培の湛水状況のイメージ



・ダイズシストセンチュウに関する研究（秋田県）

5～9月の4ヶ月間の湛水により単年でもシストセンチュウの密度低下に有効な効果が認められた。

出典：「ダイズシストセンチュウ汚染土壌への湛水処理並びに堆肥施用が大豆品種の生育・収量に及ぼす影響」日作東北支部報（1983）、東北農業試験場、農業研究センター

6～7月の2ヶ月間の単年の湛水であってもシストセンチュウの密度低下が低下し、3ヶ月程度の累年の湛水により防除に極めて有効な効果が認められた。

出典：「ダイズシストセンチュウの動態に対する累年湛水処理の影響」日作東北支部報（1987）、東北農業試験場、農業研究センター

・ダイズ白絹病に関する研究（広島県）

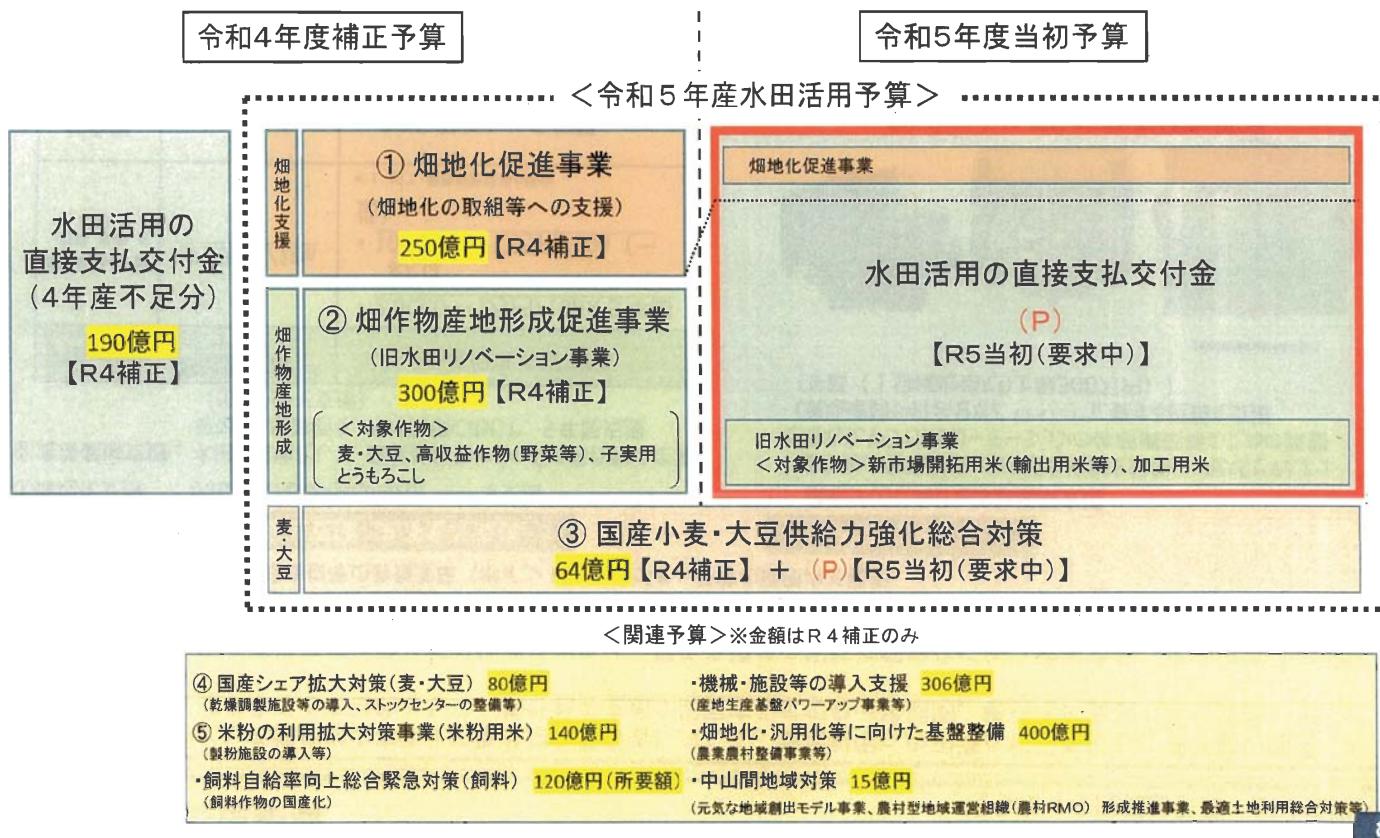
ダイズ播種前（6月下旬）に1ヶ月間湛水を行うことで、白絹病の発生を抑制できることが確認された。

出典：「短期湛水処理によるダイズ白絹病の発生制御法の開発」近畿中国四国農業研究センター（1998）

7

令和5年産水田活用予算の全体像

- 令和5年度当初予算(要求中)と令和4年度補正予算を合わせ、令和5年産における畑地化や作付転換支援に対応可能な予算総額を確保。



8

① 畑地化促進事業

【令和4年度補正予算：250億円】

- 水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、畑作物の生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援(伴走支援)するメニューを新設。
- また、畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担(土地改良区の地区除外決済金等)等に要する経費を支援するメニューを新設。

※ 農業者単位等で、取組面積等の評価基準(ポイント)に基づき、予算の範囲内で採択。

畑地化支援・定着促進支援・決済金等支援

- ①**畑地化支援**：水田における畑地化の取組^(注1)を支援
- ②**定着促進支援**：水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る農業者を、作付面積に応じて、5年間支援
(①とセットで支援)

対象作物	畑地化支援 ^(注2)	定着促進支援 ^(注3)
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	<u>17.5万円/10a</u>	<ul style="list-style-type: none"> 2.0(3.0^{※1})万円/10a×5年間 または 10.0(15.0^{※1})万円/10a (一括) <p>※ 1 加工・業務用野菜等の場合</p>
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうろこい、そば等)	<u>14.0万円/10a</u>	<ul style="list-style-type: none"> 2.0万円/10a×5年間 または 10.0万円/10a (一括)

注1 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指す。(地目の変更を求めるものではない。)

注2 令和5年度における取組が対象。

注3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象。

③ 土地改良区決済金等支援

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費(地区除外決済金や協力金)を支援
(定額(上限25万円/10a))

体制構築支援

○ 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、地域でまとまつた畑地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整(現地確認や打合せなど^(注4))に要する経費を支援
(定額(1協議会当たり上限300万円))



畑地化・ブロックローテーションの構造に向けた話し合い等の必要経費を一定程度で支援

注4 畑地化(交付対象水田からの除外)に際しては、借地の場合には、
賃借人(耕作者)が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生
協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の
醸成等の取組を進めていくことが重要。

9

② 畑作物産地形成促進事業（旧水田リノベーション事業）の概要

【令和4年度補正予算：300億円】

- 水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援。
- 低コスト生産等に係るメニューについて、畑作物の生産拡大に資する選択肢を拡充・重点化とともに、採択にあたっては、畠地化やブロックローテーションに積極的に取り組む産地を高く評価。

※ 地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

支援内容

1. 対象作物:

麦・大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、
子実用とうもろこし

※加工用米、新市場開拓用米に対する支援は、令和5年度当初予算において検討。

2. 助成単価:

4万円（4.5万円※）/10a

※令和6年度に畠地化に取り組む場合

3. 主な要件:

- ・実需者との結び付き（産地・実需協働プランの策定）
- ・低コスト生産等の取組（3つ以上の技術導入）

4. 前年度からの主な見直し事項:

- ・低コスト生産等に係る取組メニューについて、排水対策（明渠、暗渠の整備）や土層改良（客土）など、畑作物の転換促進に資する選択肢を拡充・重点化

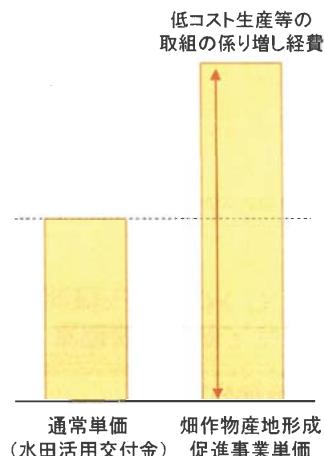
- ・採択基準について、畠地化やブロックローテーションに積極的に取り組む産地を高く評価

従来
と
同様

生産者向け支援のイメージ

・支援を受けるために必要な取組

- ① 実需者との結び付け
- ② 低コスト生産等の取組の実施



排水対策



大豆300A技術



土壤診断に基づく施肥 等

10

③ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

【令和4年度補正予算：64億円】

- 産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、**営農技術の導入等**による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けた**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発等**を支援する。

※ 農業者団体や再生協議会等で申請し、単収向上や面積拡大等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

1. 生産対策

産地が実需と連携して国産麦・大豆の生産数量を増加させる産地に対して、以下の**技術を導入**した場合に所定の単価を支援

● 畠地も対象として支援 ● 水稲裏作の小麦も含めて麦・大豆の生産拡大を支援

- ① 排水対策技術の導入(2,000円/10a)
- ② 最適な追肥の実施(3,000円/10a)
- ③ 効率的播種技術の導入(5,000円/10a)
- ④ スマート技術の活用拡大(5,000円/10a)
- ⑤ 土壤診断に基づく土づくりの推進(3,000円/10a)
- ⑥ 新品種の導入(7,500円/10a)

等

最大10,000円/10a



排水対策



スマート技術の活用

2. 流通対策

国産麦・大豆を安定的に供給するため、産地や実需が行う以下の取組を支援

- ① **国産麦を一定期間保管**するための保管料・流通経費
- ② **国産大豆**産地と実需者が連携して取り組む**長期保管のモデルづくり**

3. 消費対策

食品製造事業者に対して、輸入小麦・大豆から国産への切替えや国産麦・大豆の更なる利用拡大を促すため、**新商品の開発**や**新商品のPR**を支援

11

④国産シェア拡大対策（麦・大豆）

(産地生産基盤パワーアップ事業内に専用枠を措置)

【令和4年度補正予算：80億円】

- 産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、**営農機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けた乾燥調整施設やストックセンターの整備、更なる利用拡大に向けた食品製造施設・設備導入等を支援する。**

1. 生産対策

産地が実需と連携して国産麦・大豆の生産数量を増加させる産地に対して、**農業機械や乾燥調製施設等の導入を支援**

- 「産地パワーアップ計画」の策定は不要（事業実施者による麦・大豆国産化プランで対応）



乾燥調製施設

2. 流通対策

国産麦・大豆を安定的に供給するため、産地や流通業者、実需者が豊作時に保管し、不作時にも安定供給する調整保管機能を果たす、**ストックセンターの新設、改修を支援**

- ストックセンターの新設や既存施設の改修を支援



ストックセンター

3. 消費対策

食品製造事業者に対して、輸入小麦・大豆から国産への切替えや国産麦・大豆の更なる利用拡大を促すため、**食品製造施設・設備の導入を支援**

12

⑤米粉の利用拡大支援対策事業

【令和4年度補正予算：140億円】

- 国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の利用拡大に向け、米粉の特徴を活かした消費者に受け入れられる商品の開発、需要の拡大に対応するための製造能力の強化、**米粉専用品種の生産拡大に向けた取組を集中的に支援します。**

1. 米粉の商品開発等

国産米粉を原料とする新商品の開発・製造等に必要な以下のような取組を支援

- ① 消費者に受け入れられる**新商品の開発**
- ② 製造等に必要な**機械の開発、導入を支援**

- **新商品の上市後も一定期間は原材料（米粉）費の一部を支援**



国産米粉の特徴を活かした新商品開発

併せて、国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信等を実施

2. 米粉製粉・米粉製品製造能力強化等に対する支援

国産米粉を原料とする新商品の開発・製造等に必要な以下のような取組を支援

- ① 米粉の需要創出・拡大に必要な製粉企業・食品製造事業者の施設整備、**製造設備の増設等を支援**
- ② 米粉の利用拡大が期待されるパン・麺用の米粉専用品種の増産に向け、**必要な種子生産のための機械・施設の導入等を支援**



米粉製造機



製パン施設

- **米粉100%原料の場合は設備・機械に加えて建屋も支援対象（グルテンフリーを徹底）**
- **国産米粉と小麦粉のブレンド製品の場合は製造設備・機械が支援対象**

13

飼料用米・米粉用米の支援に係る課題と対応方向

	現行の支援	令和4年産 作付面積・生産量 (見込み)	(参考) 令和12年度 生産努力目標 (R2基本計画)	課題と対応方向
飼料用米	<p>収量に応じ 5.5～10.5万円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> 品種は、 ・一般品種（主食用） ・多収品種 のいずれも可 管理方式は、 ・区分管理 ・一括管理 のいずれも可 	14.2万ha (約76万トン)	9.7万ha (70万トン)	<ul style="list-style-type: none"> 多収品種は、限られた面積の中で、より多くの収量を上げることにより、飼料自給率の向上に寄与（平成26年産～） 一般品種は、需給動向次第で主食用米に戻りやすく、転換後の定着性が低い より定着性の高い麦・大豆から取り組みやすい飼料用米に転換を進める産地もあるなど、これまでの産地づくりの努力が後退 需給動向次第で供給量が増減するため、実需者への安定供給に影響 基本計画における令和12年度目標を既に達成しており、作物間のバランスを確保する必要。 <p>⇒主食用米への回帰を防ぎつつ、多収品種を基本とする本来の支援体系への転換を検討</p>
米粉用米		0.8万ha (約5万トン)	2.3万ha (13万トン)	<ul style="list-style-type: none"> 作付面積拡大による生産量増加に加え、実需者のニーズに合った品種の生産等を重点的に支援していくことが必要 <p>⇒専用品種等による需要に応じた生産を重点的に支援する、新たな支援体系を検討</p>

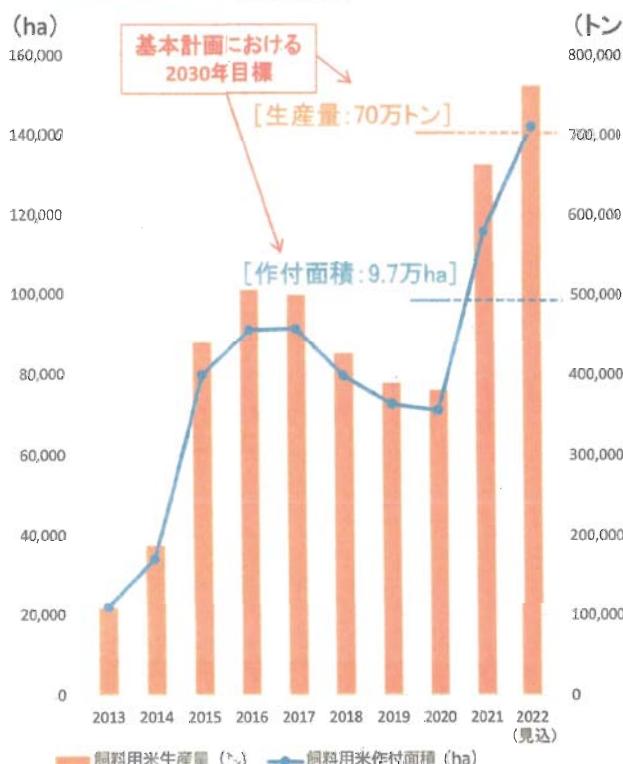
※令和4年産作付状況・生産量（見込み）は、6月末作付意向の面積に令和4年産の水稻の平年単収（536kg/10a）を乗じて算出。

それぞれの課題に対応した支援のあり方を検討

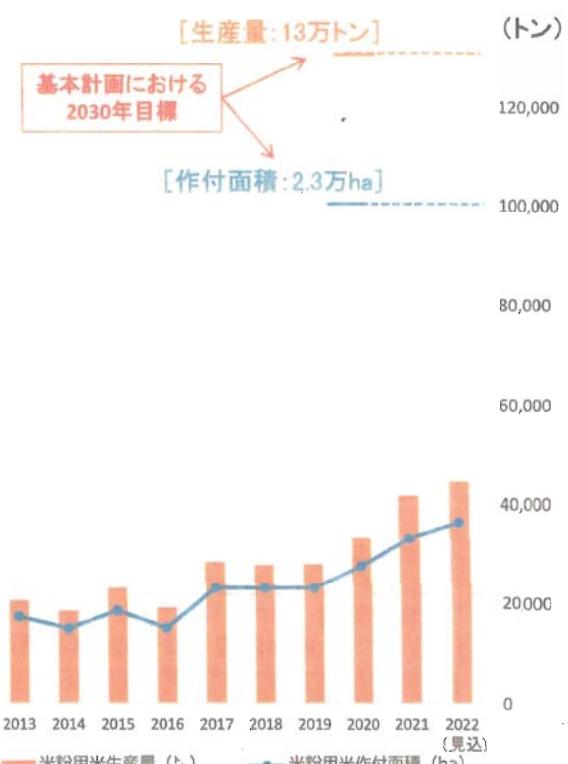
14

飼料用米・米粉用米の作付面積・生産量

飼料用米の作付面積と生産量の推移



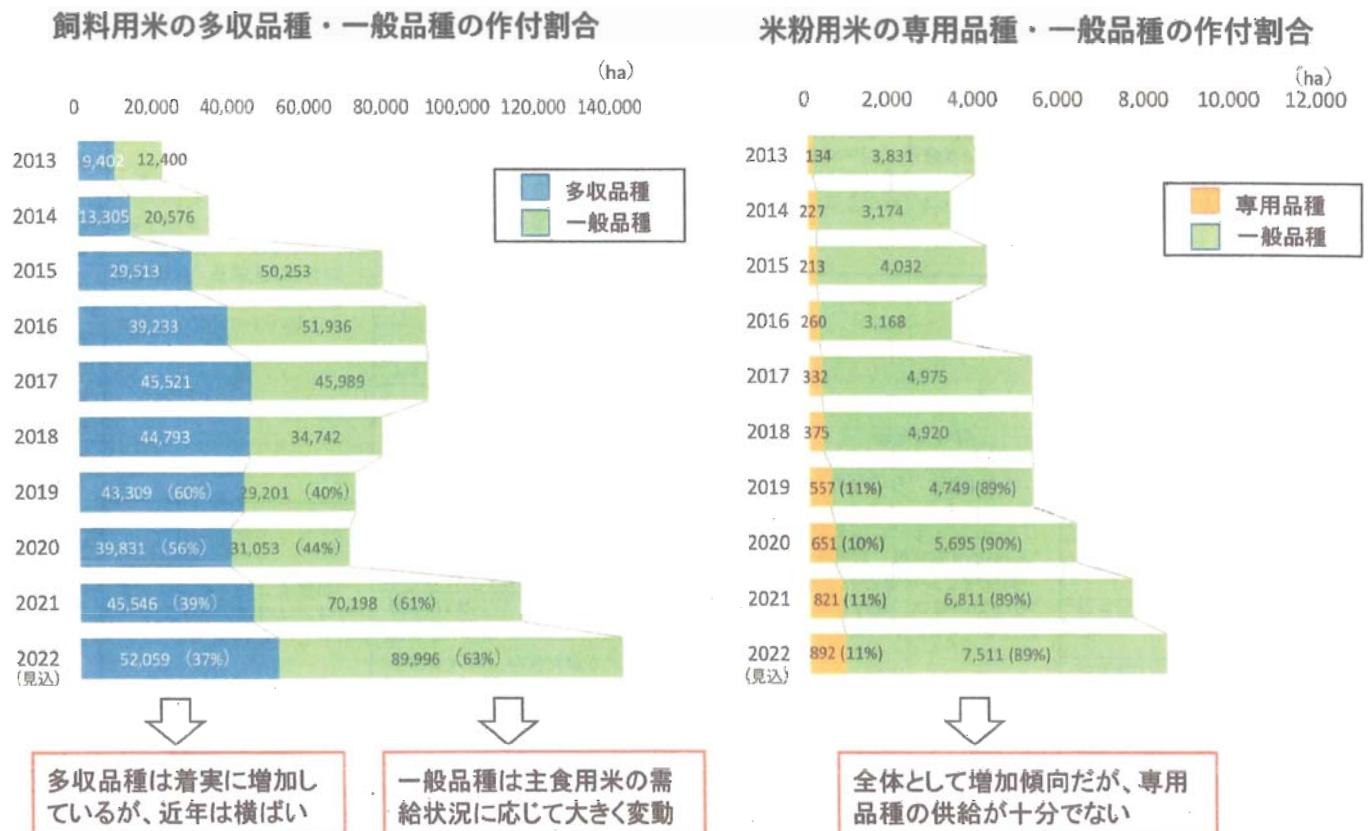
米粉用米の作付面積と生産量の推移



出典：農林水産省調べ。2022年産の生産量は、新規需要米取組計画の認定面積に基準単収を乗じて算出。

15

飼料用米・米粉用米の多収品種・一般品種の作付割合



出典：農林水産省調べ。多収品種には、国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べて収量が多い「専用品種」と、都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が認める「特認品種」を含む。
米粉用米の一般品種には「特認品種」を含む。

16

各都道府県において栽培可能な多収品種

(令和4年11月作成)

都道府県	多収品種	特認品種	都道府県	多収品種	特認品種
北海道	きたげんき、北瑞穂、たちじょうぶ	そらゆたか	三重県		タチアオバ、あきだわら、やまだわら
青森県	えみゆたか	ゆたかまる	滋賀県		吟おうみ
岩手県		つぶゆたか、つぶみのり、たわわっこ	京都府		あきだわら
宮城県	べこごのみ、いわいだわら、ふくひびき、べこあおば、夢あおば	東北211号	大阪府		
秋田県		秋田63号、たわわっこ	兵庫県	べこごのみ、いわいだわら、ふくひびき、べこあおば、夢あおば、亞細亜のかおり、オオナリ、もちだわら、モミロマン、ホシアオバ、みなちから、北陸193号、クサホナミ、ふくのこ、笑みたわわ	あきだわら、兵庫牛若丸
山形県		山形22号、山形糯110号	奈良県		
福島県		たちすがた、アキヒカリ	和歌山県		
茨城県		月の光	鳥取県		日本晴、コガネヒカリ
栃木県			島根県		みほひかり
群馬県			岡山県		中生新千本
埼玉県			広島県		中生新千本、ホウレイ
千葉県			山口県		あきだわら
東京都			徳島県		
神奈川県	べこごのみ、いわいだわら、ふくひびき、べこあおば、夢あおば、亞細亜のかおり、オオナリ、もちだわら、モミロマン、ホシアオバ、みなちから、北陸193号、クサホナミ、ふくのこ、笑みたわわ	アキヒカリ、初星	香川県		媛育71号
山梨県			愛媛県		
長野県			高知県		
静岡県			福岡県		ツクシホマレ、夢一誠、タチアオバ
新潟県			佐賀県	べこごのみ、いわいだわら、ふくひびき、べこあおば、夢あおば、亞細亜のかおり、オオナリ、もちだわら、モミロマン、ホシアオバ、みなちから、北陸193号、クサホナミ、ふくのこ、笑みたわわ	レイホウ、さがうらら
富山县			長崎県		夢十色
石川県			熊本県		タチアオバ、越のかおり
福井県			大分県		タチアオバ
岐阜県			宮崎県		タチアオバ、み系358、宮崎52号
愛知県			鹿児島県		タチアオバ、ルリアオバ、ミナミユタカ、夢十色、夢はやと、西南160号
			沖縄県		

17

米粉に適した米粉用米専用品種について

- 米粉の需要拡大に向けて、原料用米の生産面では、パンに適した「ミズホチカラ」や「笑みたわわ」、麺に適した「亜細亜のかおり」等、各地において加工適性や収量に優れた品種が開発。
- 米粉に適した米粉用米の生産が各地で増加しており、これらを使用した米粉製品が各地で開発。

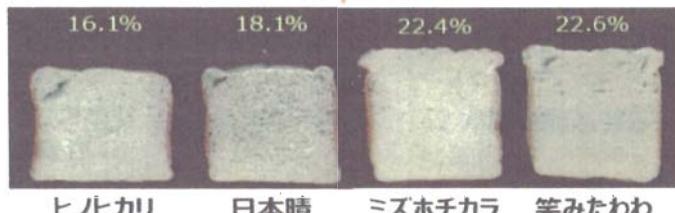
ミズホチカラ(短粒種)

- ・「ミズホチカラ」は多収で「ヒノヒカリ」より20日程度遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」より41%多収(686kg/10a)。
- ・米粉パンのふくらみが良く、米粉加工適性に優れる。
- ・栽培適地は、曠地の普通期栽培地帯と温暖地平坦部の旱植え地帯(主に九州)。

○ミズホチカラ、笑みたわわは パンの膨らみが良い。



ミズホチカラ



笑みたわわ

ふくのこ(短粒種)

- ・「ふくのこ」は、アミロース含有率が27%程度で、従来の高アミロース品種と同様に、米粉麺への加工が可能。
- ・「ヒノヒカリ」と収穫時期はほぼ同じで、2割ほど多収。
- ・栽培適地は、「ヒノヒカリ」の栽培が可能な関東以西の平坦地。



ふくのこ

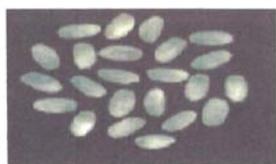
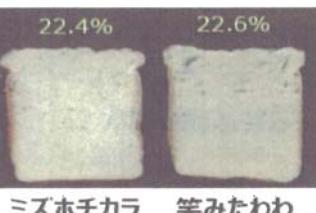


「ふくのこ」の米粉麺

笑みたわわ(短粒種)

- ・「笑みたわわ」は、多収で「ヒノヒカリ」より10日ほど遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」よりかなり多収(677kg/10a)。
- ・米粉の粒径が小さく、損傷デンプンの割合が低い米粉が得られやすく、製粉適性に優れる。
- ・栽培適地は曠地及び温暖地(関東以西)。

○ミズホチカラ、笑みたわわは パンの膨らみが良い。



笑みたわわ

亜細亜(あじあ)のかおり(短粒種)

- ・「亜細亜のかおり」は、アミロース含有率が32%程度の高アミロース米品種。
- ・「コシヒカリ」よりも収穫期が遅く、裸穀栽培で789kg/10aと多収。
- ・米麺に適し、アジア風の米麺としての利用が期待。
- ・栽培適地は、北陸から東海、関東以西。



亜細亜のかおり



亜細亜のかおり

引用:農研機構 2020様々な用途に向くお米の品種シリーズ

18

農地利用の団地化による生産性向上の取組への支援

- 麦・大豆や多収品種の飼料用米等への作付転換を定着させていくためには、農地利用の団地化により生産性を高め、所得の向上を図ることが重要。
- このため、農地利用を団地化して、畑地化やブロックローテーションに取り組む地域を対象として、地域の関係者間での農地利用の調整、種子の確保等の取組を支援。

関連予算措置

令和4年度補正予算

畠地化促進事業(250億円)のうち
「産地づくりに向けた体制構築支援」

令和5年度当初予算

水田活用の直接支払交付金(P)のうち
「産地づくりに向けた体制構築支援」



支援内容

1. 目的

農地利用を団地化して、畑地化やブロックローテーションに取り組む地域を対象として、以下の取組を支援。

(1地域協議会当たり上限300万円)

2. 支援内容(例)

- 団地化に向けた関係者間での農地利用の調整
- 畑地化やブロックローテーションの実施に向けた圃場の調査
- 畑地化による畑作物の収量向上等の実証・分析
- 新たなブロックローテーション体系構築のための試験栽培
- 麦・大豆・飼料用米(多収品種)・米粉用米(専用品種)等の種子の確保に係る取組など

団地化・ブロックローテーションの構築に向けた話し合い等の必要経費を定額で支援

【田畠輪換の例(4年4作)】



畠地化やブロックローテーションのための現地確認

畠地化等に向けた話し合い

BRの展示図の設置

19

令和5年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

- 令和5年産は農業者が多収品種の種子を確保することが困難であることを踏まえ、当該年産に対する支援内容は、多収品種・一般品種ともに、従来と同様のものとする。
- 令和6年産以降は、一般品種については多収品種の種子の確保が可能となることから、
①従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、
②多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げるとしている。

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none">数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a (標準単価 8.0万円/10a) (従来と同様)	<ul style="list-style-type: none">数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) or • 単価7.5万円/10a	<ul style="list-style-type: none">数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) or • 単価7.0万円/10a	<ul style="list-style-type: none">数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) or • 単価6.5万円/10a

※耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稻わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

※※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円／10a（従来どおりの単価）

20

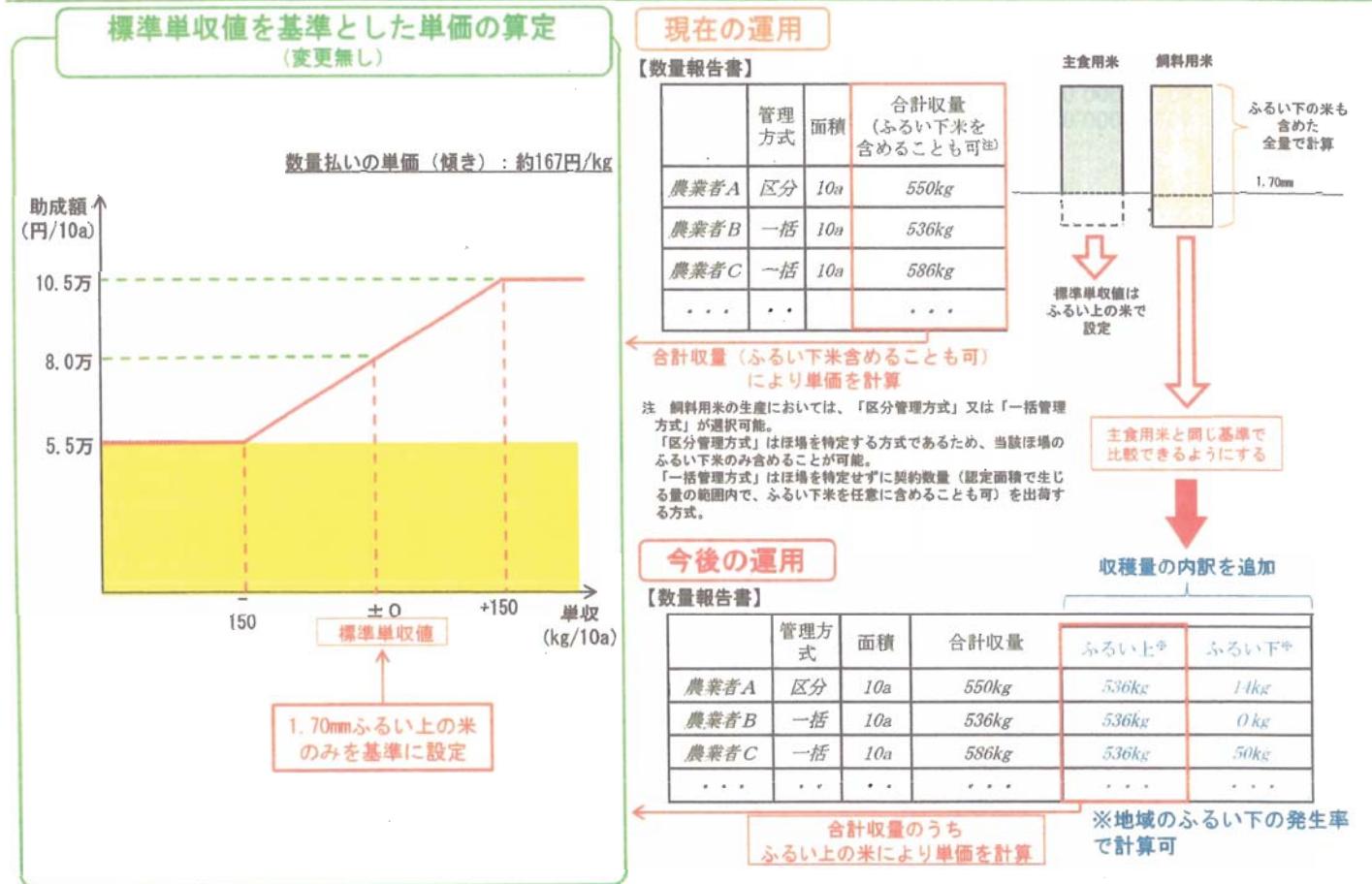
令和5年産以降の米粉用米への支援について

令和5年産	令和6年産
<ul style="list-style-type: none">従来と同じ支援内容を措置 (専用品種・一般品種を対象に数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a)今後、需要拡大が期待されるパン・麺用の 専用品種については、新規事業（コメ新市場 開拓等促進事業）により、9万円/10aの支援 の活用も可能	<ul style="list-style-type: none">専用品種・一般品種への支援を継続

※耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稻わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

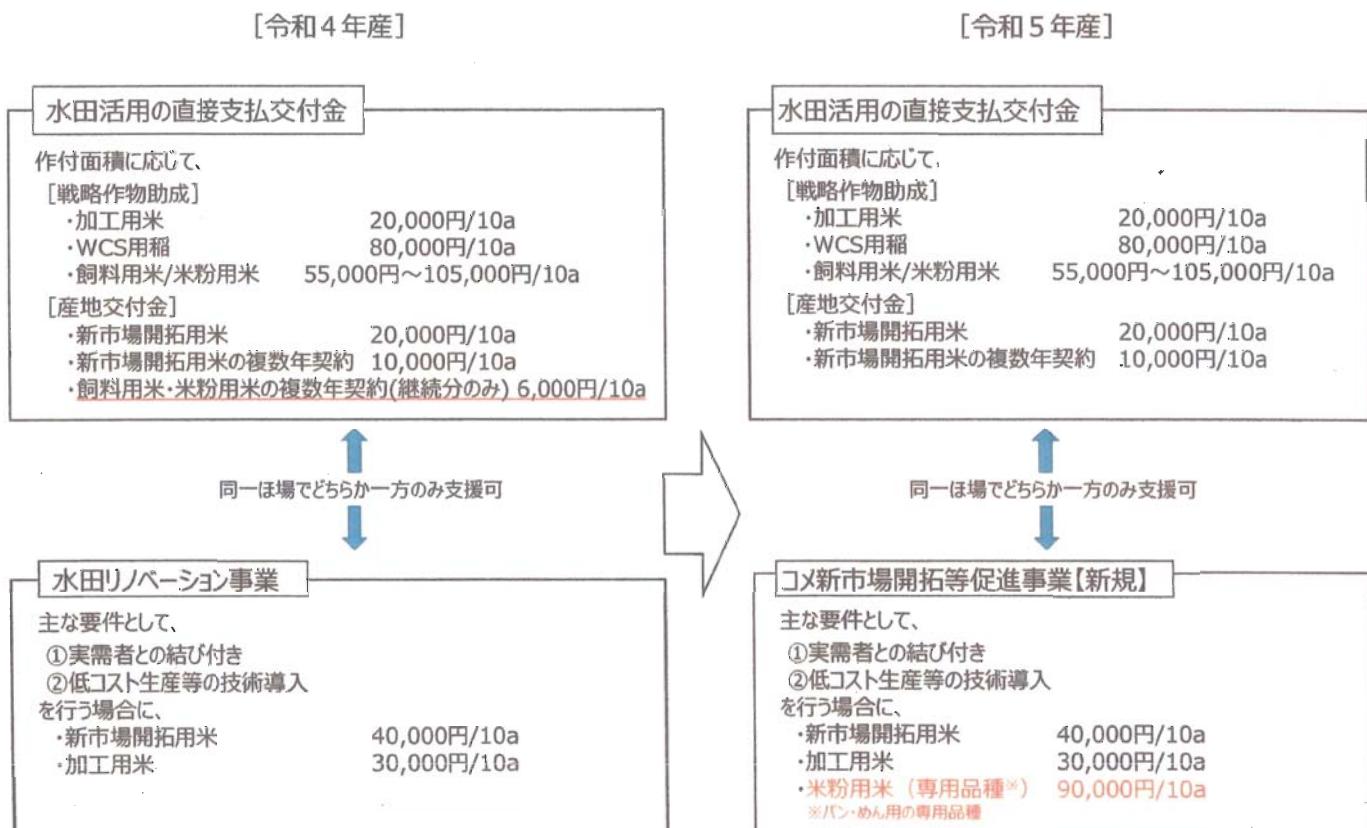
21

飼料用米の申請項目の変更について



22

令和5年産における水田活用直接支払交付金及び関連対策の見直し（稲作関係のみ）



23

農林水産省が水田農業における作付転換を支援します

農林水産省では、令和3年7月より、新たに耕種農業全体を所管する「農産局」を新設し、これまで別々に行ってきた米・麦等の土地利用型作物と野菜・果樹などの園芸作物に対する支援を、一体的に講じることのできる体制を整備しています。

水田の作付転換を検討される産地・生産者の皆様は、今までお気軽にお問い合わせ下さい。

品目	地方農政局等の担当	農林水産省本省の担当	
米全般(新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS)		企画課 水田農業対策室 土地利用型農業調整班	03-6744-7135
麦		穀物課麦生産班	03-6744-2108
大豆	次のページをご覗ください	穀物課豆類班	03-3502-5965
野菜		園芸作物課 園芸流通加工第1班	03-3501-4096
果樹		果樹・茶グループ 果樹振興班	03-3502-5957
有機農業・地力増進作物		農業環境対策課 企画班	03-6744-0499
飼料用とうもろこし		飼料課 飼料生産振興班	03-3502-5993

農産局

畜産局

24

転換作物の品目別お問い合わせ先一覧

北海道農政事務所		連絡先
米全般	生産支援課	011-330-8807
麦	生産支援課畠作G	011-330-8807
大豆	生産支援課畠作G	011-330-8807
野菜	生産支援課農八園芸G	011-330-8807
果樹	生産支援課農八園芸G	011-330-8807
有機・地力増進作物	生産支援課環境G	011-330-8807
飼料用とうもろこし	生産支援課飼育畜産G	011-330-8807
東北農政局		連絡先
米全般	生産振興課	022-221-6169
麦	青森県拠点	017-777-3511
大豆	岩手県拠点	019-624-1125
野菜	宮城県担当	022-221-1105
果樹	秋田県拠点	018-862-5612
有機・地力増進作物	山形県拠点	023-622-7247
飼料用とうもろこし	福島県拠点	024-534-4157
関東農政局		連絡先
米全般	生産振興課	022-221-6169
麦	生産振興課	022-221-6169
大豆	園芸特産課	022-221-6193
野菜	園芸特産課	022-221-6193
果樹	有機・地力増進作物	022-221-6214
飼料用とうもろこし	畜産課	022-221-6198
中部農政局		連絡先
米全般	生産振興課	048-740-5257
麦	茨城県拠点	029-221-2186
大豆	栃木県拠点	028-633-3314
野菜	群馬県拠点	027-221-1416
果樹	埼玉県担当	048-740-0100
有機・地力増進作物	千葉県拠点	043-224-5617
飼料用とうもろこし	東京都拠点	03-5144-5258
近畿農政局		連絡先
米全般	生産振興課	045-211-7176
麦	生産振興課	055-254-6016
大豆	園芸特産課	026-234-5575
野菜	園芸特産課	054-246-6121
果樹	有機・地力増進作物	048-740-0409
飼料用とうもろこし	畜産課	048-740-0409

北陸農政局		連絡先
米全般	生産振興課	076-232-4302
麦	新潟県拠点	025-228-5281
大豆	富山県拠点	076-441-9307
野菜	石川県担当	076-203-9140
果樹	福井県拠点	0776-30-1619
有機・地力増進作物	生産振興課	076-232-4302
飼料用とうもろこし	園芸特產課	076-232-4314
東海農政局		連絡先
米全般	生産振興課	052-223-4623
麦	岐阜県拠点	058-271-4407
大豆	愛知県担当	052-763-4552
野菜	三重県拠点	059-228-3199
果樹	生産振興課	052-223-4622
有機・地力増進作物	園芸特產課	052-223-4624
飼料用とうもろこし	畜產課	052-223-4625
中国四国農政局		連絡先
米全般	生産振興課	086-230-4251
麦	鳥取県拠点	0857-22-3256
大豆	島根県拠点	0852-25-4490
野菜	岡山県担当	086-233-1577
果樹	広島県拠点	082-228-9483
有機・地力増進作物	山口県拠点	083-922-5255
飼料用とうもろこし	徳島県拠点	088-622-6132
九州農政局		連絡先
米全般	生産振興課	087-883-6503
麦	愛媛県拠点	089-932-6989
大豆	高知県拠点	088-875-2151
野菜	熊本県担当	086-224-9411
果樹	鹿児島県拠点	086-224-9411
有機・地力増進作物	生産技術環境課	086-230-4249
飼料用とうもろこし	畜產課	086-224-9412

中国四国農政局		連絡先
米全般	生産振興課	096-300-6214
麦	福岡県拠点	092-281-8261
大豆	佐賀県拠点	0952-23-3135
野菜	長崎県拠点	095-845-7121
果樹	熊本県担当	096-300-6305
有機・地力増進作物	大分県拠点	097-532-6134
飼料用とうもろこし	宮崎県拠点	0985-22-3184
沖縄総合事務局		鹿児島県拠点
米全般	生産振興課	099-222-5840
麦	生産振興課	096-300-9465
大豆	生産振興課	096-300-6222
野菜	園芸特產課	096-300-6254
果樹	園芸特產課	096-300-6256
有機・地力増進作物	生産技術環境課	096-300-6268
飼料用とうもろこし	畜產課	096-300-6279
全般		連絡先
米全般	生産振興課	098-866-1653

25